

## 第89回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年8月20日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年8月20日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成30年8月20日(月)午後2時40分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	欠席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長 森本 章男	参事監 真田 明彦
	総務・農政担当課長 倭 信幸	農地担当課長 佐藤 孝司
	担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
	副主査 佐藤 智保子	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

4番：浦上 和己      17番：安田 久子

10 議事の内容

議長      みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第89回総会を開会します。（あいさつ）

議長      議事録署名委員を指名します。4番 浦上 和己委員、17番 安田 久子委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長      （議案訂正等の説明）

7月の諮問案件について報告します。南区西高崎の農地改良の4条申請と北区川入の転用目的、保育所の5条申請の2件は、7月30日の岡山県農業会議に諮問した結果、許可相当との答申がありましたので、いずれも許可指令書を交付しています。

議長      それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長      1ページ1番、受人は芳賀に居住し、約62アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は中区西川原に居住し、約77アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により一宮の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は田益に居住し、約46アールの農地を耕作する農業者ですが、国土調査成果の訂正により田益の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から3番の3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4番、受人は東山内に居住し、約40アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により東山内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は下足守に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守及び上土田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は、中区倉田に居住していますが、杉谷の田及び畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

協議会で協議の結果、申請書に添付されている営農計画書の内容が、新規就農を認めるには疑義があると判断されたため、さらに詳細な営農計画書の提出を求める必要があり、保留意見と決定しています。

7番、受人は新庄下に居住し、世帯で約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により新庄下の田に使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、4番から7番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、6番は保留意見、その他の3件については、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、受人は中区山崎に居住していますが、建部町西原の田と畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で8番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 9番、受人は、福成一丁目に居住し、約2.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は浦安西町に居住し、約84アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により浦安西町の田の持分を取得し、単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は浦安西町に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する

農業者ですが、受贈により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は山田に居住し、約47アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番と14番は関連がありますので、あわせて説明します。

13番の受人は、藤田に居住し、約24ヘクタールの農地を耕作する農業者で、14番の受人は、藤田に居住し、約16ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、お互いの耕作を便利にするため藤田の田を交換しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は藤田に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は大福に居住していますが、中畦の田を所有権移転し新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は古新田に居住し、約85アールの農地を耕作する農業者で、古新田の畑の持分を受贈し、同一世帯内の共有とするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は西高崎に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者で、

借入地の取得及び増反により川張の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は彦崎に居住し、約24ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により彦崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、9番から19番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区19番までの19件の内、北・吉備地区6番は保留、その他18件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

**議長** それでは、そのように決定いたします。

**議長** 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、転用目的は墓地です。申請人は惣爪に居住しており、申請地を従前から墓地として利用していましたが、適正な手続きを行っていなかったため、岡山市より指導を受け、是正を行うために申請するものです。なお、既存の墓地には空きが無く、家族の墓が必要となり設置するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員

さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2番、転用目的は農家住宅です。平成25年5月に農振除外済みの案件です。申請人は、現在、建部町宮地の持ち家に家族3人で居住し、約21アールの農地を耕作する兼業農家ですが、現住居が老朽化してきたことにより、耕作地近隣の申請地に農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は、解体する予定です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津建部地区協議会で、2番1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、北・吉備地区1番から御津建部地区2番までの2件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番から3番は同じ地域で関連がありますので、あわせて説明します。転用目的は、1番は自己兼用住宅、2番、3番は自己住宅です。

1番、申請人は、東古松南町の借家に夫婦2人で生活していますが、現住居が家財道具などで手狭になったこと、また、夫婦は学南町の美容院へ勤務していますが、この度、美容院を開業しようとすることから、顧客の見込め

る申請地を所有権移転して自己住宅兼美容院を建築しようとするものです。

2番、申請人は、高梁市横町の借家に夫婦2人で生活していますが、現住居が家財道具で手狭になったこと、また、妻の実家に近く、親の手伝いや近く誕生する子どもの育児支援が期待できることから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は、久米の借家で妻と子供の4人で生活していますが、現住居が家財道具で手狭になったこと、また、妻の実家に近く、親の手伝いや子どもの育児支援が期待できることから、妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は、問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は、露天資材置場です。申請人は、瀬戸内市長船町で建設業を営む法人ですが、岡山市内での請負工事の受注が増加しており、近隣に利用できる露天資材置場がなく不便であったことから、申請地を所有権移転して露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から10番は同じ地域で関連がありますので、あわせて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

5番、申請人は、北方の借家で生活していますが、家財道具が増え手狭となったこと、また、妻の実家が近く、育児の協力が得られやすいこと、勤務地からも近いことから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、矢坂西町の借家で生活していますが、家財道具が増え手狭になったこと、夫婦の両親の実家が近く、育児の援助を受けることが期待できることから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、中区竹田の借家で生活していますが、家財道具が増え手狭となったこと、また、夫の実家が近く、育児への協力が得られやすいことや将来的な両親の介護のことから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。



8番、申請人は、野田三丁目の借家で生活していますが、家財道具が増え手狭になったこと、また、妻の実家が近いことから子育ての援助が期待できること、両親に介護が必要となったときに通いやすいことから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は、北長瀬本町の借家で生活していますが、家財道具の増加により手狭となったため、夫婦の実家に近く、また、通勤にも便利が良いことから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は、白石西新町の借家で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったこと、また、勤務地への通勤に便利であること、実家へのアクセスが良くなることから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的も問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

11番と12番は同じ地域に関連がありますので、あわせて説明します。いずれも、平成30年5月、農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

11番、申請人は、中区江並の借家にて家族3人で生活していますが、子どもの成長により、家財道具が増加し手狭となったこと、また、申請人の実家に近く、両親の面倒を看ることが可能であることから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、東古松の借家にて家族4人で生活していますが、子どもの成長により、家財道具が増加し手狭となったこと、また、夫婦の実家に近く、両親の面倒を看ることが可能であることから、申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から12番までの12件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ13番から17番は同じ地域に関連がありますので、同時に説明します。転用目的は、いずれも墓地です。

申請人は、それぞれ惣爪に居住しており、申請地を従前から墓地として利用していましたが、適正な手続きを行っていなかったため、岡山市より指導を受け、是正を行うために申請するものです。なお、いずれの申請者も既存の墓地には空きが無く、家族の墓が必要となり設置するものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は自己住宅で、本年5月に農振除外済みの案件です。申請人は三手の借家に家族4人で居住していますが、家財道具等が増えて手狭になっているため、将来、両親の介護支援や実家の農業を引き継ぐのに便利な実家近隣の父所有の申請地を借り受け、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、父所有の農地で他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は養蜂場です。申請人は昭和57年に設立され、苫田郡鏡野町に本店を置き、養蜂業を営んでいます。申請人は申請地近隣に山林を所有しており、その山林に比べて平地にあたる申請地に養蜂業の蜂巣箱を100箱設置し、蜂蜜等を摂取するため、申請地を所有権移転し、養蜂場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、13番から19番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8 ページ 20 番、21 番ですが、同じ案件ですので同時に説明します。平成 21 年 10 月農振除外済みの案件で、転用目的は事務所・工場です。

申請人は平成 3 年に設立され、神戸市北区に本店を置き、布団、ベッドの製造、販売を主な事業としています。本申請地と市道を挟んで北側に既存の工場がありますが、布団のリフォーム（主に洗浄）の依頼が多く、現在、処理容量が不足しています。そこで、現工場から市道を介して隣接する申請地を所有権移転し、事務所・工場を 2 棟建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津建部地区協議会で、20 番から 21 番の 2 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 8 ページ 22 番、転用目的は露天資材置場です。申請人は、曾根に本店を置き、運送業を主な事業としていますが、事業の拡大に伴い資材が増加したため、既存の資材置場に隣接している申請地に賃借権を設定し、露天資材置場に一時転用しようとするもので、一時転用期間は許可日から 3 年間です。

申請地は農用地ですが、仮設工作物の設置等一時的な転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能と考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23 番、平成 30 年 5 月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、花尻みどり町の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く農業を継承できる父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番と25番は、同じ地域で関連がありますので、あわせて説明いたします。転用目的は、いずれも自己住宅です。

24番、申請人は現在、迫川の借家に居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は現在、東区西大寺射越の持家に居住していますが、勤務先から遠く、高齢の両親と同居するには手狭なため、通勤しやすくなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、22番から25番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区25番までの25件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

佐藤副主査 9ページ1番から4番の4件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。1番、2番は農地の所有者から財団への所有権移転です。3番、4番は財団から担い手への所有権移転です。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、南区協

議会では、原案どおり承認意見となっています。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（４）については、南区１番から４番までの４件を原案どおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １０ページ北・吉備地区１番から１３ページ南区１４番までの１４件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、いずれも相続による所有権取得です。あつせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（５）の１４件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１４ページ１番から６番までの６件です。

転用目的は、露天駐車場１件、貸住宅２件、共同住宅２件、市道幅員拡張１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１５ページ１番から１７ページ２１番までですが、１１番が取止のため、２０件となっています。転用目的は、露天駐車場３件、宅地造成１件、自己住宅４件、事務所１件、小規模多機能型居宅介護施設１件、分譲住宅地及び共同住宅用地１件、共同住宅２件、分譲住宅地・道路２件、店舗２件、敷地拡張２件、分譲住宅地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１８ページ１番から１９ページ８番までの８件で、解約理由は転用目的が１件、耕作目的が７件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２０ページ１番から２番までの２件で、農業用倉庫２件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）「農業委員会だより（第８８号）」の発行について  
（２）その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（９月１８日（火）市役所７階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時４０分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員